

令和6年度八丈島一般廃棄物管理型最終処分住民説明会
(埋立期間延長に関する説明会・施設見学会)
議事録(要約版)

説明会の概要

当処分場は、令和11年に焼却灰等の埋立量が満杯となる見込みでしたが、皆様にごみの分別やリサイクル活動等にご協力頂いた結果、埋立量が計画量を下回っており、埋立進捗率は約20%となっております。令和11年以降も当施設の継続運用が可能のため、東京都島嶼町村一部事務組合では、埋立期間の延長を検討しております。

1 日 時 令和6年12月12日(木) 14時00分から16時00分まで

2 場 所 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場管理棟内会議室

3 出席者 参加者8名

4 議事次第

① 東京都島嶼町村一部事務組合事務局長の挨拶

② 説明事項

(1) 施設設置の経緯と概要について(動画)

(2) 埋立状況と計画について

(3) 意見募集結果のご報告について

(4) 埋立期間の延長について

③ 施設見学

5 議事内容

(1) 施設設置の経緯と概要について(動画)

動画資料を用いて、処分場の建設経緯や管理運営体制の説明がなされた。

(「動画資料」参照。)

(2) 埋立状況と計画について

資料1-1から資料1-3-3を用いて、施設供用開始の平成24年度から令和6年度現在までの焼却灰等埋立実績の報告がなされた。また、資料1-4を用いて、今後の埋立方法や大雨時の雨水対策等の計画についての報告がなされた。

(「資料1-1」から「資料1-4」参照。)

(3) 意見募集結果のご報告について

資料2を用いて、埋立期間延長の検討に際しての意見募集の概要や結果について報告がなされた。また、遮水シートの機能及び耐久性、地下水モニタリング機能、水道や水源の安全性についての説明がなされた。

(「資料2」参照。)

(4) 埋立期間の延長について

資料3を用いて、埋立可能(完了)期間の推計についての報告がなされた。

(「資料3」参照。次に主な内容を記載。)

- 現在の埋立進捗率は当初計画の17.6%であるため、当初の計画期間終了後も埋立が可能。
- このため、処分場の安全安心の状態が担保されている状況下で管理運営されていることを前提とし、当初の埋立予定期間終了後も埋立可能な間は引き続き利用したい。
- 埋立延長を行うにあたり、都道府県へ変更届出が必要。変更届出には、埋立可能(完了)期間を再設定し報告する必要がある。埋立可能(完了)期間は、人口の変動や災害発生等により大きく左右されることになるが、それらの要因は数字的根拠がなく、不確定要素の強い事象であり算定に盛り込むことは難しいため、これまでの実績、過去の埋立量に基づき算定。
- まず、八丈島処分場の直近5年間の年間平均埋立量を今後も継続的に埋立していった場合にいつまで埋立てられるかを試算。この試算の場合は「令和65年度」と推計(オレンジ色の点線)。
- 次に、北部4町村は現在、大島処分場に埋立しているが、大島処分場が満杯になればその後八丈島処分場に搬入されることも想定される。このため、北部4町村分も搬入し埋立していった場合にいつまで埋立てられるかを試算。途中から毎年の埋立量が増えるため、この試算の場合は「令和47年度」と推計(紫色の点線)。
- 令和65年度及び令和47年度は、現時点で推計した八丈島処分場が満杯になる時期。そこまでが埋立可能(完了)期間となる。しかし、その時々状況により処分場が満杯になる時期は大きく変動する。例えば、災害が発生し災害廃棄物が持ち込まれれば、埋立量が増して残容量が大きく減るため埋立可能(完了)期間は短くなる。一方、今後も人口減少が続けば、毎年の埋立量が現行より減るため埋立可能(完了)期間は長くなる。
- 一般廃棄物の最終処分場は全国におよそ1600施設あるが、埋立可能(完了)期間の残余年数は、全国平均で23.4年の状況。しかし、突発的な自然災害に見舞われた際に生じる災害廃棄物の処分も見込んでおく必要があるため、埋立可能(完了)期間の残余年数は現状の年数よりも短くなる可能性もある。このようなことから全国的に最終処分場延命化に向けた方策が採られている。また、最終処分場は、埋立期間15年を目安に設計されているが、性能として50年以上が期待。
- 八丈処分場については埋立可能(完了)期間として、直近の実績に基づく試算として、二つの期間を示したが、これらの数字が全国の状況と比較して異常値だとは考えていない。(例：東京都中央防波堤外側埋立処分場52年間、町田市一般廃棄物最終処分場40年間、西秋川衛生組合御前石最終処分場43年間、小笠原村父島処分場96年間等)。
- このため、今回は、試算した数値のうち短い期間の「令和47年度」で、埋立可能(完了)期間の変更届出を行いたい。ただし、届出年数の令和47年度は、その期間まで必ず埋立てを続けなければならないといったものではない。処分場が満杯となり埋立終了となる見込みの時期を算出し、根拠を持って届出をする必要があるためこのような形となる。リサイクル推進、人口推計、災害発生、法律改正、新技術導入、埋立以外のシステム移行等、それらによって、今後も見直しが生じる場合がある。

6 意見交換

議題の報告及び説明後、以下の意見交換が行われた。

参加者

八丈島処分場と大島処分場の埋立量が大幅異なりますが、人口の差でしょうか。

事務局

大島処分場は平成 18 年度に供用を開始し、八丈島処分場は平成 24 年度に供用を開始しております。また、平成 18 年度から平成 24 年度の期間におきましては、南域(三宅村、御蔵島、八丈島、青ヶ島村)の焼却灰は、大島処分場で埋立を行っているため、埋立量に差が生じております。なお、大島処分場は現状約 50%の埋立進捗率となっております。リサイクルの推進により、焼却灰の発生量が減少していることも埋立進捗率の差に関係があるものとみております。

参加者

大島でもリサイクルは進んでいるのでしょうか。

事務局

八丈島と同じように皆様にご理解と協力をいただき、リサイクルは進んでおります。

参加者

埋立が完了した後、この場所はどうするのでしょうか。また、焼却灰の処理方法等について、今後どのように処理していくのか等、将来的な展望はあるのでしょうか。

事務局

この場所は国立公園内にあるため、埋立完了後は元の状態に戻すこととなっておりますが、今後、環境省と八丈町が話し合いによって決定していくものと考えております。

また、将来的な展望につきましては、焼却灰の再利用として、エコセメント事業等を行っている自治体もありまして、全国的にもそのような方向に進んでいくものと思われるところです。島しょ地域におきましても全国の動向等を注視しながら、進めていくことが必要であると考えております。

ごみ処理の広域化計画は都道府県が策定することとなっていることや(島外に搬出する場合は)搬出先の自治体との合意が必要になること等ありますので、東京都と相談しながら進めてまいりたい考えです。

なお、現状、伊豆諸島の町村では焼却灰を埋立処理する方針ですが、今後、島外搬出やエコセメント等に変更する場合には、伊豆諸島の町村全体で、処理方法や費用等を精査したうえで決定する必要があります。

以上